

# 佐世保市優秀工事及び優秀工事現場技術者表彰事務取扱基準

## (目 的)

第1条 この基準は、佐世保市及び佐世保市水道局が市内業者に発注した建設関係工事の優秀工事及び優秀工事現場技術者を表彰することにより、適正な施工の確保と建設技術及び現場技術者の資質の向上に資することを目的とする。

## (表彰の種類及び方法)

第2条 表彰は、優秀工事表彰と優秀工事現場技術者表彰の2種について、市長表彰を実施する。

## (表彰の対象工事)

第3条 表彰の対象となる工事は、表彰を実施する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）にしゅん工した工事（契約金額が300万円以上のものに限る。）であって、佐世保市工事成績評定実施要領（平成18年3月1日施行）により工事成績を評定した工事とする。

## (優秀工事表彰基準)

第4条 優秀工事表彰の対象となる工事は、市内に本店を有する者（代表者が市内に本店を有する共同企業体を含む。）が受注し、施工した工事で、工事成績が81点以上、かつ、次の要件のいずれかに該当する工事で、工事主管課長が推薦する工事とする。

(1) 工事成績が上位から10件までの工事

(2) 各工種ごとに工事成績が上位2パーセントの範囲の工事

(3) 別表1に掲げる特筆すべき項目に該当する工事

2 前項第1号及び第2号において表彰対象となる工事で、工事成績が最も低い工事の点数が同点の場合、そのすべての工事を対象とする。

3 同一業者又は同一共同企業体による二以上の工事が表彰対象となる場合は、工事成績が最上位の工事のみを対象とする。

4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当するときは、その者は表彰の対象としない。

(1) 同一工種の他の工事で工事成績が74点未満のものがある場合

(2) 他の工種の工事で工事成績が65点未満のものがある場合

(3) 表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに、その工事施工業者（共同企業体にあつてはその構成員）について、次のいずれかに該当する事実を確認した場合

イ 「佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領」により市の指名停止をうけたもの  
ロ 法令違反、監督検査職務に対する妨害、安全管理上の義務違反等表彰するにふさわしくない行為を行ったもの

### **(優秀工事現場技術者表彰基準)**

- 第5条 優秀工事現場技術者表彰の対象となる技術者は、前条に掲げる表彰対象となる工事の監理技術者又は主任技術者（以下「現場技術者」という。）とする。
- 2 表彰対象年度の初日から表彰日の前日までに、当該現場技術者について表彰するにふさわしくない事実を確認した場合は、優秀工事現場技術者表彰の対象から除く。
  - 3 各工事において表彰対象となる現場技術者は、原則1名とする。
  - 4 共同企業体にあつては、代表者における現場技術者とする。

### **(工事主管課長の推薦)**

- 第6条 工事主管課長は、この基準に基づき表彰対象年度工事のうち表彰するに足ると認めるものがある場合は、優秀工事表彰推薦書（様式1）又は優秀工事表彰推薦書（特筆すべき項目）（様式2）を、財務部技術監理課長に提出するものとする。
- 2 特筆すべき項目に該当する工事については、施工業者から提出された調書（別紙1）を確認・判定の上、工事主管課長が推薦する。

### **(選定委員会)**

- 第7条 優秀工事又は優秀工事現場技術者の表彰について審議するため、本市に佐世保市優秀工事等表彰選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会の委員は、別表2に掲げる職にあるものとする。
  - 3 委員会に、委員長1人、副委員長2人を置く。
  - 4 前項の規定による委員長には財務部に係る事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者とする。

### **(委員長及び副委員長の職務)**

- 第8条 委員長は、会務を総理し会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長が不在のときは、その職務を代理する。

### **(会 議)**

- 第9条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 4 委員長は、委員会の審議事項が緊急を要するものと認めるときは、持ち回り会議に付し、これを決することができる。

### **(庶 務)**

- 第10条 委員会の庶務は、財務部技術監理課において行う。

### **(その他)**

- 第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この基準は、昭和52年8月1日から実施し、昭和51年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則 (昭和58年7月10日一部改正)

この基準は、昭和58年8月1日から施行し、昭和57年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則

この基準は、昭和61年6月11日から施行し、昭和60年度工事請負契約締結に係るものから適用する。

附 則

この基準は、昭和62年7月1日から施行し、昭和62年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成8年9月17日から施行し、平成8年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成9年7月9日から施行し、平成9年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成11年8月1日から施行し、平成10年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行し、平成11年度表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成16年6月8日から施行し、平成16年度表彰から適用する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年10月13日から施行し、平成17年度表彰から適用する。

(経過措置)

- 2 平成18年2月28日以前に竣工した工事については、従来の評定書に基づく評定点に0.95を乗じた数値を第4条及び第5条の工事成績とする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年10月29日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成21年1月26日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行し、平成20年度施工表彰から適用する。

附 則

この基準は、平成26年5月12日から施行し、平成25年度以後に完成した工事に係る表彰について適用する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度以後に完成した工事に係る表彰について適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (特筆すべき項目)

1 【創意工夫】

施工・品質・安全管理・施工管理等において、効果的な創意工夫に努めた工事

2 【地域貢献】

地域との調整等を、積極的かつ協調的に実施することで、円滑な工事の遂行に努力し、効果を発揮した工事

3 【高度技術】

構造物の規模・機能等、工種・工法の特殊性、自然的・社会的制約などにより、工事を施工するために高度な技術力を要する工事

4 【景観・環境】

周辺環境固有の景観への配慮、環境保全、生物保護等へ積極的に取り組んだ工事

5 【先進的な技術・施策への取り組み】

国、県、市が推進する施策や、それに伴う先進的な技術に取り組み、効果を発揮した工事  
(建設DX、脱炭素、SDGs、ICT施工等)

別表2 (選定委員会の構成)

1 財務部に係る事務を担当する副市長

2 水道局長

3 土木部長

4 都市整備部長

5 農林水産部長

6 港湾部長

7 環境部長

8 水道局事業部長

9 財務部理事 (契約監理担当部長)